

緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付等要綱

制 定 令和7年12月16日付け7畜産第1909号
農林水産事務次官依命通知

(趣旨)

第1 鶏卵は、家庭用、外食用のほか、パン、菓子など多岐にわたる加工食品の原料として多く活用されており、平常時の鶏卵の流通形態の多くは保存性の低い殻付卵等となっている。令和4年シーズンの鳥インフルエンザの大規模発生により、鶏卵の供給量が大きく減少した結果、取引価格が相対的に低い加工原料向けの鶏卵の供給が特に制限され、外食需要や加工需要が減少するなど、鶏卵需給に大きな影響が生じた。令和6年シーズンの鳥インフルエンザの発生時も、鶏卵の供給量が減少したが、液卵加工事業者が積み増していた凍結液卵等の在庫の活用等により、需給と価格に一定の緩和効果がみられた。こうした動向も踏まえ、施設の保管能力や凍結の体制を整備し、保存性の高い凍結液卵の流通量を平常時から増加させることで、緊急時に著しい鶏卵供給不足が生じにくい体制を強化する必要がある。

こうしたことを踏まえ、鳥インフルエンザの発生等の緊急時における鶏卵の円滑な供給の確保に向けて、凍結液卵の需要拡大を図るとともに、液卵製造に係る保管施設等の整備等を支援し、凍結液卵の流通量を平常時から増加させることで、緊急時の鶏卵の円滑な供給及び価格の安定を図る。

(通則)

第2 緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件（平成18年6月20日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第3 補助金は、鳥インフルエンザの発生等の緊急時における鶏卵の円滑な供給を確保するため、凍結液卵の需要拡大を図るとともに、液卵製造に係る保管施設等の整備等を支援することを目的とする。

(事業の内容等)

- 第4 本事業において実施する事業は次の各号に掲げるものとし、事業の内容及び事業実施主体については、別表のとおりとする。
- (1) 液卵流通円滑化推進事業
 - (2) 液卵供給力強化施設整備事業
- 2 本事業の採択要件及び成果目標については、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める。

(事業の実施)

- 第5 補助金の交付を受けようとする者は、第8第1項の規定による交付申請書の提出より前に、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画を地方農政局長等（事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、畜産局長が別に定める公募要領に基づき事業実施計画を提出し、補助金交付候補者に選定された場合は、第1項の承認を受けたものとみなすことができる。
 - 3 事業実施主体は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画における目標年度及び成果目標の設定、当該成果目標の評価等を行うものとする。

(補助の対象及び補助率)

- 第6 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、事業実施主体が行う第4第1項各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。
- 2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。
 - 3 補助対象経費の範囲については、畜産局長が別に定めるところによる。

(流用の禁止)

- 第7 別表の区分の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間における流用をしてはならない。

(申請手続)

- 第8 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）

に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付申請書の提出期限）

第9 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長等が別に通知する日までとする。

（交付決定の通知）

第10 地方農政局長等は、第8第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対しその旨を通知するものとする。

2 第8第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

（申請の取下げ）

第11 事業実施主体は、第8第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第10第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長等に提出しなければならない。

（契約等）

第12 事業実施主体は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、地方農政局長等にあらかじめ届け出なければならない。

2 事業実施主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならぬ。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 事業実施主体は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求ることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（債権譲渡等の禁止）

第13 事業実施主体は、第10第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、地方農政局長等の承諾を得ずして、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第14 事業実施主体は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を地方農政局長等に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 事業実施主体は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項の規定に準じて地方農政局長等の承認を受けることができる。

3 地方農政局長等は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第15 交付規則第3条第1号イ及びロの大枠が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外のものとする。

(事業遅延の届出)

第16 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を地方農政局長等に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の届出書の提出に代えることができる。

(状況報告)

第17 事業実施主体は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長等に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定による報告のほか、地方農政局長等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、事業実施主体に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第18 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号による概算払請求書を地方農政局長等及び官署支出官（北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあ

っては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。)に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

- 第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、事業実施主体は、補助事業が完了したとき(第14第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。
- 2 事業実施主体は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号による年度終了実績報告書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。
- 3 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第8第2項ただし書の規定により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号による消費税仕入控除税額報告書により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により地方農政局長等に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第20 地方農政局長等は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 地方農政局長等は、事業実施主体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものと

する。

(額の再確定)

- 第21 事業実施主体は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、地方農政局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第20第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

- 第22 地方農政局長等は、第14第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 事業実施主体が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく地方農政局長等の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施主体が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施主体が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 地方農政局長等は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 地方農政局長等は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第23 事業実施主体は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付せざることがある。

(財産の処分の制限)

第24 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大蔵大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大蔵大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
- 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 4 事業実施主体は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第8第1項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第10第1項の規定による交付決定通知をもって、次の条件により地方農政局長等の承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること。
 - (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 6 第4項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

（残存物件の処理）

第25 事業実施主体は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を地方農政局長等に報告しその指示を受けなければならない。

（補助金の経理）

- 第26 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。
- 2 事業実施主体は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 事業実施主体は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁

的記録によることができる。

(事業実施状況の報告)

第27 事業実施主体は、本事業の実施状況等について、畜産局長が別に定めるところにより事業実施状況報告書を作成し、地方農政局長等に報告するものとする。

(事業の評価等)

第28 事業実施主体は、畜産局長が別に定めるところにより、事業実施計画により定めた目標年度の達成状況について自ら評価を行い、地方農政局長等に報告するものとする。

(事業費の低減等)

第29 本事業の実施に当たっては、事業実施主体は、徹底した事業費の低減が図られるよう努めなければならない。

- 2 本事業による施設及び設備の整備に当たっては、事業実施主体は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、整備する対象である施設及び設備の導入効果について、費用対効果分析を実施し、投資効率を十分に検討しなければならない。
- 3 前項の費用対効果分析は、「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」（令和4年4月1日付け3畜産第1989号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長通知）を準用して定量的に分析を行うこととする。
- 4 本事業は、事業による施設及び設備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれる場合にのみ実施するものとする。

(不正行為等に対する措置)

第30 地方農政局長等は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置その他の必要な措置を講ずるよう指導することができるものとする。

(指導等)

第31 地方農政局長等は、本事業の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

第32 本事業の実施については、この要綱に定めるもののほか、畜産局長が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和7年12月16日から施行する。

別表（第4、第6、第7及び第15関係）

区分	事業内容	経費	事業実施主体	補助率	重要な変更	
					経費の配分の変更	事業内容の変更
1 緊急時液卵加工流通円滑化対策事業のうち液卵流通円滑化推進事業	事業実施主体による、緊急時における鶏卵の安定供給及び凍結液卵の需要拡大を図るための計画の策定やその実現に向けた取組を支援する	コンソーシアム計画の策定、凍結液卵の需要拡大のための取組に要する経費	畜産局長が別に定める者から公募により選定されたコンソーシアム	定額		1 事業の中止又は廃止 2 事業費の30%を超える増又は補助金の増 3 事業費又は補助金の30%を超える減 4 事業実施主体の名称の変更
2 緊急時液卵加工流通円滑化対策事業のうち液卵供給力強化施設整備事業	事業実施主体が計画に基づき行う、凍結液卵又は液卵の原料となる鶏卵の保管施設等の整備を支援する	凍結液卵又は液卵の原料となる鶏卵の保管施設等の整備に要する経費	畜産局長が別に定める者から公募により選定されたコンソーシアム	1/2以内	同一の施設及び設備の設計単位ごとに次に掲げる変更 1 工事費の各費目相互間における30%を超える増減 2 工事費以外の経費から工事費への流用	1 事業の中止又は廃止 2 事業費の30%を超える増又は補助金の増 3 事業費又は補助金の30%を超える減 4 事業実施主体の名称の変更

別記様式第1号（第8関係）

〇〇年度 緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度において、〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により提出した事業実施計画のとおり事業を実施したいので、緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付等要綱第8の規定に基づき、下記のとおり〇〇〇円の交付を申請する。

記

国産農産物生産基盤強化等対策事業費補助金
(緊急時液卵加工流通円滑化対策事業のうち液卵流通円滑化推進事業) 〇〇〇円
国産農産物生産基盤強化等対策整備費補助金
(緊急時液卵加工流通円滑化対策事業のうち液卵供給力強化施設整備事業) 〇〇〇円

- (注) 1 提出済の事業実施計画の事業内容から変更があるときは、本文中の「〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により提出した事業実施計画のとおり事業を実施したいので」を「〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により提出した事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とし、提出済の事業実施計画の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した当該資料ページを添付して提出すること。
なお、添付書類については、事業実施計画に添付したものの中、変更があったものに限り添付すること。
- 2 その他、地方農政局長等が必要とする資料を添付すること。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第2号（第12関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[事業実施主体] 殿

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局を含む。
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第14関係）

〇〇年度 緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金変更等承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在 地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇したいので、緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付等要綱第14の規定に基づき申請する。

記

〇〇の理由

- (注) 1 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
2 交付決定を受けた事業実施計画の変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した当該資料ページを添付して提出すること。
　　なお、添付書類については、事業実施計画に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。
3 その他、地方農政局長等が必要とする資料を添付すること。
4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第16関係）

〇〇年度 緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在 地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付等要綱第16の規定に基づき届け出る。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定期限年月日		
	円	円	%	円			

(注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。

- 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 その他、地方農政局長等が必要とする資料を添付すること。
- 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第17関係）

〇〇年度 緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〔〇〇農政局長 殿
北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在 地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付等要綱第17の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考	
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの			
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定期月日		
	円	円	%	円			

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第18関係）

〇〇年度 緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
 （北海道にあっては北海道農政事務所長
 沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）
 官署支出官 〇〇 殿
 (第18第1項に定める官署支出官名を記入)

所 在 地
 団 体 名
 代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付等要綱第18の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

（また、併せて、〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。）

記

区分	総事業費	国庫補助金(A)	既受領額(B)		遂行状況報告	今回請求額(C)		残額(A-(B+C))		事業完了予定期日	備考
			金額	出来高		〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日現在の予定期出来高	金額		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
 2 括弧内は、第17第1項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第19第1項関係）

〇〇年度 緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金実績報告書

番 号
年 月 日

〔〇〇農政局長 殿
北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所在 地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付等要綱第19第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- (注) 1 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、事業計画書の添付は省略すること。
2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画に変更箇所を加筆修正（変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）し添付すること。
3 報告の際には、次の書類を添付すること。なお、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
(1) 外部に委託した場合であって、補助金の交付申請時にその委託契約書案を添付したときは、委託契約書の写し
(2) 出来高設計書及び財産管理台帳の写し
(3) 支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し
(4) 事業実施等の確認のための資料（議事録の写し等）

別記様式第8号（第19第2項関係）

〇〇年度 緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付等要綱第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定期間
	補助事業に要する経費(A)	国庫補助金	Aのうち年度内支出済額	概算払受入済額	Aのうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

(注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。

- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越しに際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越しに係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第19第4項関係）

〇〇年度 緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
北海道にあっては北海道農政事務所長
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長

所在 地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金について、緊急時液卵加工流通円滑化対策事業費補助金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

	金	円
1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)		
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

- (注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要）
なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。
(1) 消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）
(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
(3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）
(4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[

]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
 - ・ 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
 - ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）
 - ・ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第10号（第26関係）

財産管理台帳

事業主体名

地区名			地区	事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名						摘要	
事業区分	事業の内容				工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容
計								円	円	円	円	円			
	計														
合計															
	合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。